

公告第 230 号

郡山市体育施設条例（昭和 48 年郡山市条例第 63 号）第 23 条第 3 項の規定により、指定管理者が定める開成山屋内水泳場の利用料金の額を次のとおり承認した。

令和 8 年 9 月 9 日

郡山市長 椎根 健雄

1 利用料金の額について

(1) 貸切使用料

施設名	単位	使用料
開成山屋内水泳場（25メートルプール）	全コース 1 時間	12,800 円
	1 コース 1 時間	1,800 円
開成山屋内水泳場（50メートルプール）	全コース 1 時間	23,100 円
	1 コース 1 時間	2,600 円

備考

- 1 郡山市体育施設条例第3条第1項ただし書により、やむを得ず使用時間の変更が認められたときの時間外（午後9時から翌日の午前9時までをいう。以下同じ。）の使用に係る使用料は、1時間につき、使用料に掲げる額の100分の25に相当する額を加算する。この場合において、使用時間が1時間未満のときはこれを1時間として、1時間未満の端数があるときはその端数を1時間として計算する。
- 2 1の規定により加算した使用料の額に、10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。
- 3 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 4 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

(2) 特別使用料

種別		使用料の額
入場料徴収加算料	入場料が1,001円以上3,000円以下の場合	(1)の表の額の100分の100に相当する額
	入場料が3,001円以上の場合	(1)の表の額の100分の200に相当する額

備考

- 1 種別の欄中「入場料徴収加算料」とは、使用者が(1)の表に定める施設を使用するに際し、この表の種別に該当する入場料を徴収する場合に貸切使用料に加算される使用料をいう。
- 2 入場料を徴する場合は、入場料の最高額によりこの表を適用する。
- 3 使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

(3) 個人使用料

施設名	対象	単位	使用料	摘要
開成山屋内水泳場	一般	1 人 1 回	840 円	1 回とは、出入口の通過回数 1 回限りをいう。
	高校生・学生	1 人 1 回	500 円	
	小学生及び中学生	1 人 1 回	330 円	
	幼児	1 人 1 回	250 円	

備考

- 1 「高校生・学生」とは、高等学校の生徒若しくは大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。
- 2 「小学生及び中学生」とは、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）の児童及び中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）の生徒をいう。
- 3 「幼児」とは、4歳以上の者で小学校就学前の者をいう。

（４）附属室使用料

施設	使用区分	単位	使用料
開成山屋内水泳場	会議室	1室1時間	400円

備考

- 1 時間外に附属室を使用する場合の使用料は、（１）の表の備考１及び２の規定を準用する。
- 2 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 3 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

（５）設備等使用料

種別	単位	使用料
放送設備	1式1時間	400円
開成山屋内水泳場大型電光表示盤	1時間	1,400円
競泳用自動計測装置	1式1日	6,500円

備考

- 1 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 2 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

（６）駐車場使用料

車種	単位	使用料
大型自動車及び中型自動車並びに準中型自動車のうち規則で定める大きさを超えるもの	入場後最初の2時間まで	無料
	入場後最初の2時間を超えた後30分までごとに1台	300円（1日当たり3,000円を限度とする。）
準中型自動車のうち規則で定める大きさ以下のもの並びに普通自動車、大型自動二輪車及び普通自動二輪車	入場後最初の2時間まで	無料
	入場後最初の2時間を超えた後30分までごとに1台	100円（1日当たり1,000円を限度とする。）

2 承認期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日まで